

# 平成 27 年度 事業計画書

## I 実施方針

- 1 近年、わが国や周辺諸国では鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする重篤な家畜感染症が発生している。また昨年来、西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行が国際的な問題となり、我が国においても昨年夏にデング熱の国内感染症例が発生し、国民の関心を集めた。平成 25 年、台湾で野生動物を中心に発生した狂犬病の事例を挙げるまでもなく、人と動物の共通感染症（以下「共通感染症」という）は我が国の脅威となっている。このような状況の中で、国民生活を安全で豊かに保つための危機管理体制の整備の一環として、共通感染症の防疫及び家畜保健衛生指導等における不断の備えが強く求められている。
- 2 本会は、平成 25 年 11 月に公益社団法人日本医師会と学術協力の推進に関する協定書を取り交わし、「One World, One Health」の理念に基づく両者の連携に向けて大きな一歩を踏み出した。  
一方、各地方獣医師会においても地方医師会との連携が進められ、獣医師と医師が一体となって国民の生活環境や健康・福祉の向上に寄与する等大きな期待が寄せられている。
- 3 本会は、平成 22 年に獣医療法に基づいて国が定めた「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第 3 次）」の趣旨を踏まえ、国際水準の獣医学教育を目指した教育体制の整備充実とともに、学会、講習・研修等への構成獣医師の参加を図り、より高度な知識技術と職業倫理を有した高度専門職業人である獣医師を育成する必要がある。
- 4 獣医師の職域は多岐にわたるが、国民の食生活に直結した安全な畜産物を供給するための産業動物診療においては、地域の獣医療確保のための獣医師の適正配置のみならず、農家の要請に応じて畜産振興を視野に入れ、また食の安全を確保するためのフードチェーン全体を考慮した管理獣医師の養成、また家畜衛生対策の充実に係る地域防疫対策の整備のための施策を講じる必要がある。
- 5 また、犬や猫等の家庭飼育動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に定着するとともに、高度な獣医療の提供が強く求められている。この国民の要請に応えるためには、小動物診療におけるチーム獣医療を推進し、獣医療の向上をはじめ動物看護職の職域の確立を図り、連携を推進する必要がある。また、人の医療・介護・福祉分野や学校教育分野における動物介在活動が評価されるなど、人と動物の担うべき社会的役割が重視されている中で、動物の愛護・福祉に配慮した適切な指導が求められている。
- 6 一方、被害が甚大であった東日本大震災に伴う被災動物救護活動は、全国の地方獣医師会及び構成獣医師の支援・協力を得て、一般社会の理解も得ながら積極的に行われてきた。特に福島県における動物救護活動は、原子力発電所事故による放射能汚染の影響に伴って長期化を余儀なくされてきた。本会は、今回の経験を踏まえて将来の緊急災害に備えたガイドラインを整備するとともに、マイクロチップの普及、緊急災害時の動物救護に関する演習の実施等緊急時の対応を円滑に行うための平時の体制整備に向けた活動を推進する必要がある。

7 本会は、以上の基本的な認識に基づいて平成27年度の事業活動を推進し、また、人と動物が共存する豊かで健全な社会の実現に向けて政策提言を行うとともに、公益社団法人としての責務を果たし、地方獣医師会の発展、さらには構成獣医師の地位向上、処遇改善、社会的信頼の向上に努める決意で活動を推進する。

以下に本会の会計科目順に本会の具体的な取り組みを示す。

### (1) 獣医療に係る政策提言と獣医師処遇改善の推進

獣医療法に基づき国が定める「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に沿って獣医療提供体制が整備されていくことを踏まえ、

- ・ 獣医学教育体制の整備・充実
- ・ 産業動物獣医療提供体制の整備に係る家畜衛生対策としての農場HACCPの普及推進、管理獣医師の養成
- ・ 小動物獣医療提供体制の整備に係るチーム獣医療提供体制の整備、家庭動物の増加対策
- ・ 食の安全・人と動物の共通感染症対策の体制整備
- ・ 動物福祉及び野生動物対応の整備

について具体的に検討し、適切な政策提言を行う。

特に平成27年度においては、①人と動物の共通感染症対策として、狂犬病予防体制の整備及び医師会との連携強化に関する特別委員会での検討結果を踏まえて具体的な事項の検討、②マイクロチップの装着の義務化に向けたマイクロチップ装着の推進及び情報管理体制の整備等に関し、特別委員会を設置して重点的に検討を行う。

獣医師の処遇改善については、引き続き積極的に関係機関等に提言を行い、地方獣医師会と連携して全国的な運動を展開して、その実現を図る。

また、動物看護職の職域の確立と認定団体である動物看護師統一認定機構に対しては、組織の整備充実に向けての協力、支援を推進する。

### (2) 獣医師倫理の高揚

獣医師が高度専門職としての社会的な信頼を確保し、獣医療が人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に寄与するため、獣医師倫理に関する課題については、本会と地方獣医師会が連携して、構成獣医師に対する講習会、研修会等を実施し、普及・啓発を図る。また、本会の「獣医師倫理綱領」、「動物臨床の行動指針」等の普及・啓発に努めるとともに、卒後教育並びに生涯教育の一部として捉え、組織を挙げてそれらに取り組むことにより社会の信頼に応える必要がある。

### (3) 緊急災害時動物救護活動への対応

東日本大震災は、その規模の大きさと津波による災害、また、原子力発電所の事故による放射性物質の汚染も相まって、これまでに経験したことのない状況下での動物救護活動や畜産の復興を余儀なくされた。

本会は、平成19年に策定した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を今回の経験を踏まえて見直し、新たな動物救護・獣医療支援体制の整備を図らなければならない。新しいガイドラインにおいては、環境省が平成25年6月に策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」において同行避難を基本とした災害時の対策を打ち出していることを受け、本会としてもこの趣旨を踏まえた対応を示す必要がある。

#### (4) 動物の福祉と適正管理の推進

平成24年9月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が一部改正され、動物取扱業の適正化とともに法施行5年後に当たる平成30年を目途としたマイクロチップの装着の義務化検討に向けた普及・啓発活動等が求められている。特にマイクロチップの装着の推進に関しては、動物の福祉・愛護を推進するための最重要課題として位置づけ対応する。

また、動物の福祉・適正管理に係る普及・啓発においては、幼・少年期の教育・経験が重要であることを考慮し、学校、地域、家庭における動物飼育の推進等、幼・少年期の体験に根ざした普及・啓発活動の実施に努める。

#### (5) 獣医学術国際交流の推進

我が国の獣医学術のレベルアップを図るためには、国内における学術活動の推進に加え、国際交流と連携の推進が重要である。本会は、世界獣医学協会（WVA）並びにアジア獣医師会連合（FAVA）のメンバーとして獣医学術国際交流を推進しているが、今後は、特にアジア地域と東アジアの近隣国間における交流と連携の在り方について検討を行い、指導的立場を目指すことを目標に掲げる。

#### (6) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成

獣医学術の振興及び獣医療技術の普及のため、各地区獣医師会が開催する学会や講習会・研修会を支援するとともに、獣医学術学会年次大会及び日本獣医師会雑誌の充実を図り、構成獣医師に高度で最新の情報を提供する。

また、獣医学術学会活動、講習会・研修会の開催及び獣医学術に関する業績・情報の収集と提供等を通じ、社会の要請に応え得る獣医師の育成に努めるとともに、その人材育成の基本となる獣医学教育については、国際水準を目指す体制整備のために必要な施策を提言する。

#### (7) 生涯教育の充実・推進

日本獣医師会生涯研修事業は、獣医師免許取得後の卒後臨床研修、獣医師専門知識及び技術を確保するための継続研修、専門医養成研修の実現に向けた取り組みとして、平成12年度に開始されたが、この教育効果を一層高めるため、インターネットを利用した申告手続きの利便化、研修プログラム・カリキュラムの見直し、在宅研修プログラムの作成等に積極的に取り組み、獣医師の資質向上に努める。

#### (8) 女性獣医師就業支援対策の推進

獣医師職域においては、女性獣医師の割合が増加し続けており、20～30歳代においてはほぼ半数を女性が占める中で女性獣医師就業支援対策の重要性が指摘されている。本件については、平成25年度に女性獣医師支援特別委員会を設置して検討した結果を踏まえて、本会の事業活動の一環として、重点的に対応する。

#### (9) 獣医師会の組織強化

本会は、全国を活動の区域とする公益団体として、55地方獣医師会の会員と連携して事業を実施するとともに、賛助会員団体組織についても拡充を図り、地方獣医師会及び地区獣医師会連合会の役員会、協議会を介して相互の情報・意見交換を行う一方、電子媒体等の活用により獣医師会活動基盤の整備・充実に努める。

組織強化活動においては、特に、今後増加することが見込まれる女性獣医師に対し、獣医師会

への入会の促進及び会員の立場を継続させるための対策の整備に努める。

また、公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業、獣医師の福祉の向上等に関する事業を推進する。

## II 事業別の対応

### 1 公益目的事業

#### (1) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策

##### ア 部会委員会等運営事業

##### (ア) 部会委員会の運営

獣医学術、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の獣医師職域に係る諸課題については、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置して検討してきたところである。平成27年度における検討テーマの設定に当たっては、各職域部会間で十分に協議を行ったうえで、重要課題に絞って効率的に検討を行うこととし、検討テーマが複数の職域にわたる場合には、合同委員会の設置、または関連する部会委員による委員会並びにワーキンググループを設置すること等により対応する。

なお、構成獣医師の地位向上及び本会の国際交流の在り方については、獣医学術部会と職域総合部会が連携し、公務員獣医師の処遇改善については、家畜衛生部会と公衆衛生部会が連携して検討を行う。

これらの検討結果を踏まえ、広く国民の生活向上に貢献できる獣医療を提供することを目的として、関係法令の検討を含む諸施策について提言及び要請活動を実施する。

##### (イ) 個別課題への対応に関する事項

平成27年度においては、特に重要と思われる以下の個別課題に関する二つの特別委員会を設置し、重点的に検討を行う。

A ①平成25年度に設置された狂犬病予防体制整備特別委員会の検討結果を受けて、狂犬病予防体制整備に関する具体的事項、及び②共通感染症対応における獣医師会と医師会との連携強化等について検討を行う人と動物の共通感染症対策の整備に関する特別委員会

B 法施行5年後にあたる平成30年のマイクロチップの装着の義務化検討に向けて、装着率の向上、データベースの一元化等に関する検討を行うマイクロチップ普及のための体制整備に関する特別委員会

なお、勤務獣医師の処遇改善については、関連部会等の意見を反映し、関係団体及び地方獣医師会との連携を図って関係省庁等への要請活動を実施する。

##### イ 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的な信頼を得てその責任を果たすため、獣医師の職業倫理に関する検討を行って本会の対応方針を決定するとともに、「獣医師倫理綱領」、「動物臨床の行動指針」等の普及・啓発に努める。あわせて、獣医師倫理に係わる法令違反等の情報提供を行うとともに、

地方獣医師会と連携して倫理向上の普及・啓発のため講習会、研修会等を開催する。また、法令遵守に資するため、法定事項とされる各般の獣医療提供証明行為に係る書式等の作成提供を行う。

#### ウ 動物福祉適正管理施策支援事業

改正動物愛護管理法の普及・啓発に努め、その円滑な施行に資するとともに、「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援する事業を展開する。

##### (ア) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

改正動物愛護管理法の趣旨、特に獣医師の役割に関する規定についての普及・啓発活動に努め、同法の円滑な施行に資するとともに、動物所有者の責務とされる「所有明示措置」の徹底による所有者の意識向上、動物の適正な飼育管理の啓発による遺棄や殺処分の減少、飼育動物の逃走・盗難時及び被災時における飼育者への復帰の容易化に資するため、マイクロチップの装着率向上に向けた普及・啓発活動を推進するとともに動物個体識別情報の登録・管理事業を実施する。

なお、本事業の実施に当たっては、動物ID普及推進会議（AIPPO）を通じて他の関係団体と連携して円滑な推進を図るため、組織の強化、充実、新たな事業展開に努める。

##### (イ) 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の趣旨に即し、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、小学生児童を読者対象とする動物の福祉・愛護に関する文学作品を募集し、入賞作品を審査・表彰・公表の上、作品の普及に努めるとともに、本事業に関する広報の強化を図る。

#### エ 獣医事対策等普及・啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及・啓発とともに、獣医療及び動物の福祉の増進と適正管理に関する技術と知識に関する助言・相談、情報提供等を行い、事業の一層の発展を期する。

##### (ア) 普及・啓発活動事業

人と動物が共存する豊かで健全な社会を構築するため、「動物と人の健康は一つ。それは地球の願い。」をテーマに、獣医療そして動物の果たすべき社会的役割、また、動物の福祉と愛護精神の高揚に関する市民向け普及・啓発活動を「2015 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として、地方獣医師会、獣医学系大学、獣医学生団体の参加を得て、獣医療・動物愛護・福祉・畜産関係団体及び動物関連産業界の協賛・支援の下で平成27年10月3日（土：予定）に開催する。あわせて、獣医師、獣医療及び動物福祉の普及・啓発に関する関係団体等のイベントに参加するとともに、ポスター、パンフレット等の作成、配布を行う。

動物愛護管理法が規定する「動物愛護週間中央行事」に主催者構成団体として参加することなどにより動物福祉・適正管理対策の普及・啓発活動に努める。

##### (イ) 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等への対応に努めるとともに、その成果については、会員及び構成獣医師に情報提供する。

##### (ウ) 情報等提供対応事業

ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等により獣医事対策等に関する情報提供及

び普及・啓発を強化する。

(エ) 獣医事・獣医学術教材提供事業

獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

オ 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

各種獣医事対策に関し、個別の問題への対応方針の検討と検討結果に基づく対応、国内外の関係者との連絡調整を行う。

(ア) 獣医事対策等を推進するに当たって、地方獣医師会・関係省庁・大学等教育機関・関係団体・動物関係産業界等との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。

(イ) 本会の獣医学術交流のあり方について検討を行うとともに、世界獣医学協会（WVA）、アジア獣医師会連合（FAVA）等の獣医学術に関する国際機関・団体、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力を図り、獣医学術及び獣医事関係情報の収集、交換等を積極的に行って獣医事の国際的な振興・普及に努める。

カ 獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等に係わる国の公募事業に応募し、採択された事業の適正な実施に努め、その事業成果をもって、獣医事施策の推進に反映させ、獣医事の向上に資する。

(2) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策

ア 獣医学術学会事業

獣医学術活動の企画及び運営を担う獣医学術分野別3学会で構成する学会については、その運営について学術部会で検討を行うとともに、獣医学術に関する調査・研究業績の発表・討論及び講演・市民講座等を全国学術集会として開催し、獣医学術の功績者に対する獣医学術賞の選考・審査・表彰を行って学術業績評価に努める。また、各地区単位で開催される獣医学術地区学会による地区学術集会との連携強化を図ることにより、全国学術集会と地区学術集会双方の充実強化に努める。

なお、平成27年度の「日本獣医師会獣医学術学会年次大会」は秋田県獣医師会と共催し、開催期間は平成28年2月26日（金）から28日（日）までの3日間、会場は「秋田キャッスルホテル」、「秋田アトリオン」及び「にぎわい交流館AU」において開催するとともに、石川県における平成28年度大会について石川県獣医師会と連携を密にして開催準備を行う。

イ 部会委員会等運営事業（獣医学術部会関係。1の（1）のAに前掲）

ウ 獣医学術振興・人材育成事業

(ア) 日獣会誌提供事業（日獣会誌の編集・発刊）

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、更には、獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合情報の提供媒体としての誌面を提供する。また、日

獣会誌のうち学会学術誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師専門職の人材育成に資するとともに、紙媒体のみでなく、ITを利用した国内外への発信・提供に努める。

#### (イ) 獣医師生涯研修事業

地方獣医師会はじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、公務獣医療、動物診療、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師について、各職業職域の特性に応じた研修プログラムの策定、獣医学術研鑽の場の提供、研修プログラム参加の評価を行うことにより、獣医師専門職の人材養成と質の確保に努める。

また、事業の実施に当たり、利用者の利便性向上のためインターネットを利用した申告手続きを導入するとともに、研修カリキュラムの見直し及び参加の登録・評価、インターネットを利用した在宅研修システムの開発と試験的な配信等を行う。また、研修プログラム修了者のインターネット上での紹介等生涯研修事業の改善・充実について検討する。

#### (ウ) 獣医学術講習会・研修会事業

##### A 講習会・研修会事業

産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生等の学術分野別の技術講習会、セミナー等の研修会を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師専門職等の人材育成に努める。なお、講習会、セミナー等については、映像の収録とインターネットを利用した情報配信について検討し、波及効果の向上を図る。

##### B 女性獣医師就業支援対策事業

女性獣医師の就業支援については、平成25年度から特別委員会を設置して検討を行った結果を踏まえ、平成27年度においては、女性獣医師の就業支援対策として女性獣医師の就業継続及び復職に係る具体的な施策を講じる。

#### (オ) 獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床、獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る国、学術団体・機関による科学研究費等の調査研究公募事業に応募し、採択された事業の適正な実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

## 2 収益事業

### 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会所有に係る基本財産である不動産の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当し、公益目的事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルは築36年を迎え、その資産価値の維持・向上を図るため、ビル全体の長期修繕工事への的確な対応に努める。

### 3 その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

#### 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

##### ア 獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに、一層の普及に努める。特に、①保険契約内容を整備し、獣医師賠償共済事業（診療施設契約・獣医師個人契約、狂犬病予防注射事業契約）、②獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については、引受保険会社と地方獣医師会との連携、協力の下で、会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める。

##### イ 褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

### 4 その他

I並びにIIの1、2及び3に掲げた以外の事項で緊急に対応する必要が生じた事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。